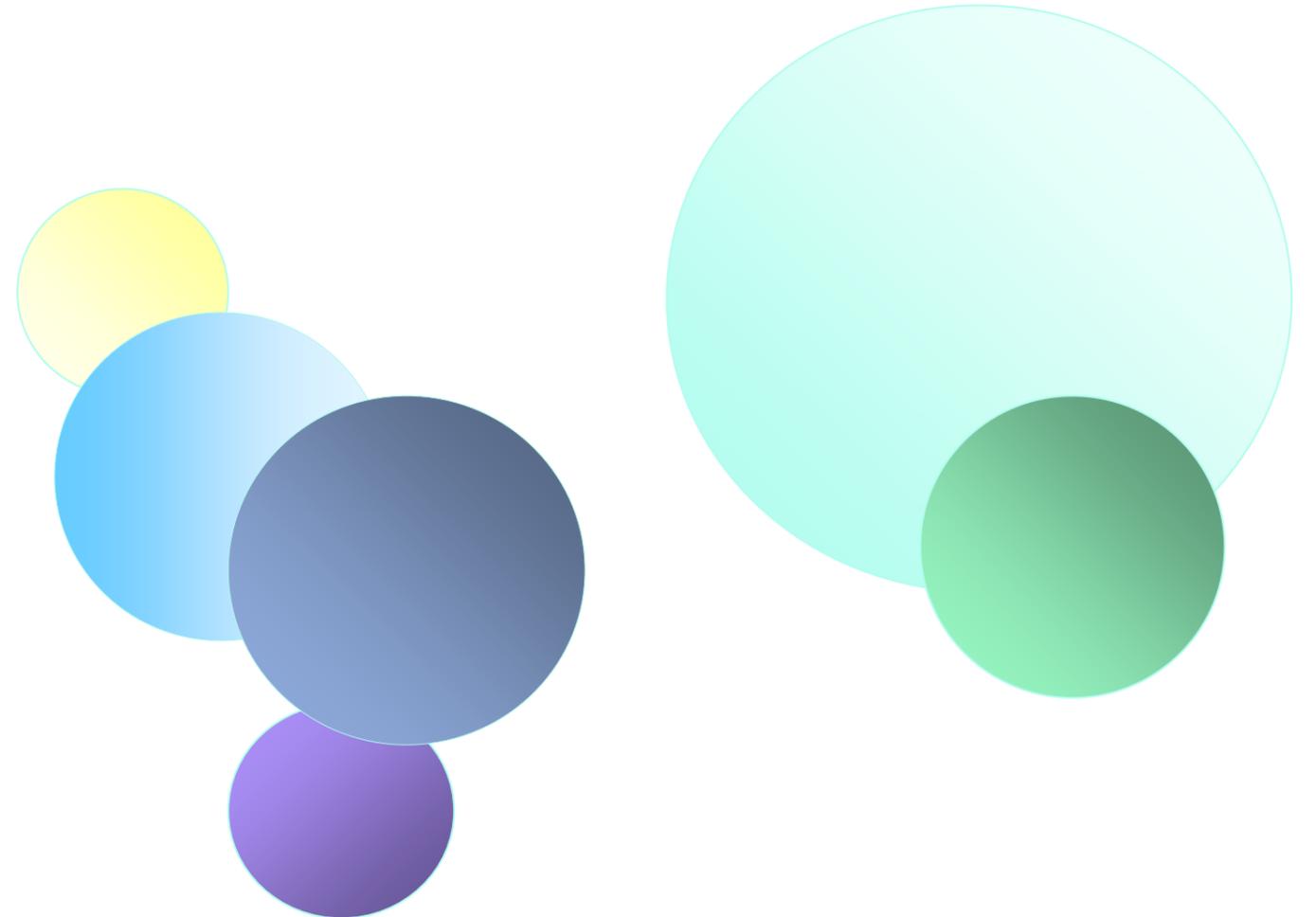


旭駅周辺地区の 安全・安心まちづくり

中須賀土地区画整理事業

基準地積の更正の申請手続きについて

【詳細版】

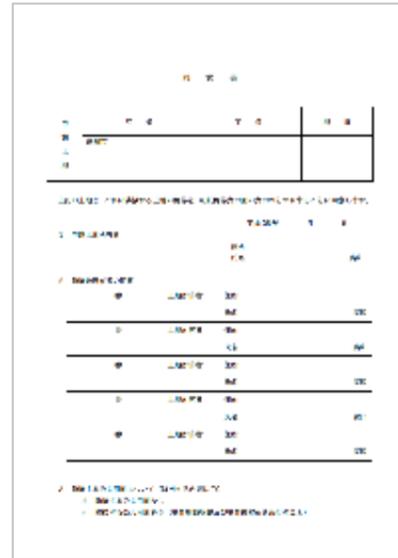


平成 26 年 高知市市街地整備課

(6) 印鑑

申請書、境界標示図及び同意書に押印する印鑑はすべて**実印**を押してください。

併せて、印鑑証明書（申請する日の**3ヶ月以内**に発行されたもの）を添付してください。



(サンプル) 同意書

5. 申請の流れ

(1) 申請書の受付

必要な書類の有無、記載漏れ及び印鑑の有無等を確認し受付します。

不備がある場合は受付できないことがありますので、提出の前にご確認ください。

受付後、副本は申請された方に受付印を押してお返しします。

(2) 申請地の現地確認

実測図をもとに、境界杭等の現地確認を行います。この際、特別な場合を除き申請人及び隣接土地所有者の方々が立ち会う必要はありません。

(3) 確認通知の交付

提出された申請書の書面審査及び現地確認が完了しましたら、申請人に対し**土地の地積の確認通知**を送付します。

6. その他

各種様式等は、市街地整備課、中須賀町地区まちづくり窓口及び当課のホームページ (<http://www.city.kochi.kochi.jp/soshiki/127/>) に準備していますのでご利用ください。

なお、申請に伴う測量等に係る費用は、申請される方のご負担になりますので、ご了承ください。

また測量等の作業には時間がかかると思われるので、申請される方はお早めにご準備ください。

■ 申請先・問合せ先

高知市都市建設部
市街地整備課

〒780-8571 高知市本町五丁目1番45号(南別館5階)
TEL 088-823-9377(直通) FAX 088-823-9028
e-mail kc-170800@city.kochi.lg.jp
ホームページ <http://www.city.kochi.kochi.jp/soshiki/127/>

1. 申請できる方について

土地登記簿上の地積が事実と相違する場合に申請することができます。

- ・土地所有者
- ・借地権者等の、土地について所有権以外の権利（処分の制限を含む。以下同じ。）を有する者

ただし、上記の者が死亡している場合や、所有権又は所有権以外の権利が共有に属する場合は、相続人、共有者又は共同名義人の一人が申請人となることができます。

注）所有権以外の権利（借地権等）で登記のない方は、権利の申告が併せて必要です。

2. 申請の方法について

申請にあたっては、原則として次の書類を正・副（写し）2部作成して提出してください。

- (1) 申請書
- (2) 見取図
- (3) 実測図
- (4) 境界標示図
- (5) 同意書及び確認書
- (6) 印鑑証明書

申請書、境界標示図及び同意書への押印は、すべて印鑑証明書の印と同一のもの（実印）を使用し、**関係者全員の印鑑証明書**を添付してください。

3. 申請の期間について

基準地積の更正の申請ができる期間は、**事業計画決定の公告の日から60日以内**となっています。

（事業計画決定の公告の日は、平成27年3月頃を予定）
なお、**申請期間後は受付できません。**

4. 申請書及び添付図書の作成方法

(1) 申請書

申請書の記載については、次のことにご注意ください。

◎**1筆ごとに作成**してください。

ただし、申請人の所有する土地又は同一の権利者に係る借地権等がある土地の場合は、**連続する土地全筆を1つの申請書にまとめて記載**してください。

なお、申請地内の連続する土地各筆の境界が明確でない場合は、全体の実測地積を土地登記簿地積に按分した面積を申請地積として記入してください。

(2) 見取図

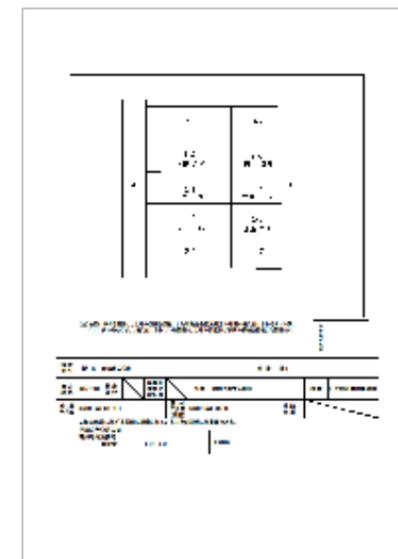
見取図は、申請する宅地及びこれに隣接する土地の位置、形状、地番及び土地所有者名を記載した図面で、**登記所備付けの地図又は地図に準ずる図面を使用して作成**してください。

(3) 実測図

実測図は、原則として縮尺**250分の1**又は**500分の1**の図面に周囲の辺長及び求積に必要な事項を記載し、作成者が記名押印したもので、作成者が**測量士、測量士補又は土地家屋調査士**であることが必要です。



(サンプル) 基準地積更正申請書

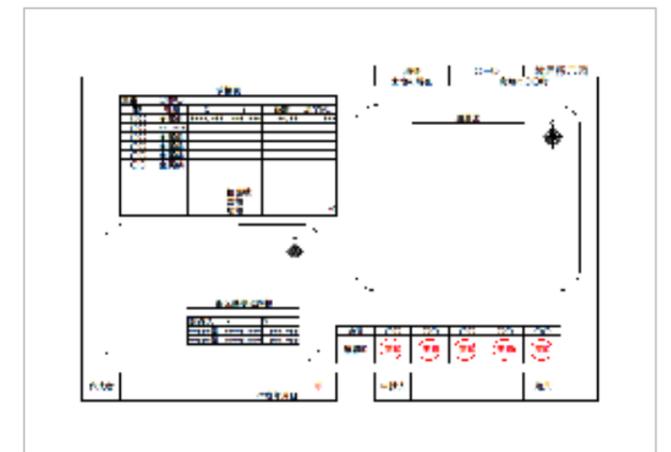


(サンプル) 見取図

(4) 境界標示図

境界標示図は、実測図又は実測図と同縮尺の図面に申請する土地及び隣接する土地の位置を明示し、次の事項を記載してください。

- ア 境界点の標識の種別（例えば石杭、木杭、金属鋲等）
- イ 境界点相互間の水平距離
- ウ 境界点と申請地の測量に用いた基準点とを結ぶ直線距離
- エ 隣接する土地所有者全員の境界についての確認印



(サンプル) 境界標示図

(5) 同意書及び確認書

隣接土地所有者全員の申請に係る土地の境界に同意する旨の書面、及び隣接する土地が国又は地方公共団体が所有する公共施設の用に供している土地（道路・水路等）の場合は、当該**公共施設の管理者の、境界を確認したことを証する書面が必要**です。

同意書の記入にあたっては、次のことにご注意ください。

- ◎隣接土地所有者全員の記名押印が必要。
- ◎隣接する土地が共有地となっている場合は、原則として共有者全員の同意が必要。
- ◎隣接する土地の所有者が死亡している場合は、相続を証する書面を添付して相続人全員の同意（記名押印）が必要。